



佐賀県公報

平成19年
7月17日
(火曜日)
第 12930号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(三七六・地域福祉課)	一
○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(三七七・)	二
○生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定	(三七八・)	三
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(三七九・)	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(三八〇・長寿社会課)	五
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(三八一・)	五

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 アルナ薬局堀川店

所在地 佐賀市堀川町二番地

サービスの種類 居宅療養管理指導

二 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 アルナ薬局北方店

所在地 武雄市北方町大字大崎千三百十八番地一

サービスの種類 居宅療養管理指導

三 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千四百四十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 ぼつかばか・ハートケア武雄

所在地 武雄市北方町大字大崎二千五番地九

サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社ライフサポートNEO

所在地 神崎市神崎町鶴千三百二十一番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 よりあい兵庫

所在地 佐賀市兵庫町大字湊千三百三十三番地四

サービスの種類 通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人NPOこころ
所在地 鹿島市大字納富分四千八百二十八番地四十七
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 もりの家

所在地 鹿島市大字中村千六百四十五番地一
サービスの種類 通所介護

六 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社昭和通商
所在地 福岡市中央区桜坂一丁目六番九号ネオ桜坂百四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービスおがわち

所在地 嬉野市嬉野町大字不動山甲四十四番地一
サービスの種類 通所介護

七 (一) 指定年月日 平成十九年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人慈光会
所在地 西松浦郡有田町二ノ瀬甲千二百三十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 特別養護老人ホームりんでんホームズ

所在地 西松浦郡有田町戸矢乙六百十四番地一
サービスの種類 通所介護

八 (一) 指定年月日 平成十九年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人慈光会
所在地 西松浦郡有田町二ノ瀬甲千二百三十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特別養護老人ホームりんでんホームズ
所在地 西松浦郡有田町戸矢乙六百十四番地一
サービスの種類 短期入所生活介護

九 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社LOHAS
所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ケア付有料老人ホームショートステイばんざい

所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一
サービスの種類 短期入所生活介護

十 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アテイン
所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 株式会社アテイン

所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九
サービスの種類 福祉用具貸与

●佐賀県告示第三百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月十七日

一 指定年月日 平成十九年六月一日
佐賀県知事 古川 康

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千百四十番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 ぽっかぽか・ハートケア武雄

所在地 武雄市北方町大字大崎二千五番地九

◎佐賀県告示第三百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アルナ薬局堀川店

所在地 佐賀市堀川町二番地

サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導

二 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アルナ薬局北方店

所在地 武雄市北方町大字大崎千三百十八番地一

サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導

三 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千百四十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ぽっかぽか・ハートケア武雄

所在地 武雄市北方町大字大崎二千五番地九

サービスの種類 介護予防通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ライフサポートNEO

所在地 神埼市神埼町鶴千三百二十一番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 よりあい兵庫

所在地 佐賀市兵庫町大字渕千三百三十三番地四

サービスの種類 介護予防通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人NPOこころ

所在地 鹿島市大字納富分四千八百二十八番地四十七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 もりの家

所在地 鹿島市大字中村千六百四十五番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

六 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

<p>九 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社LOHAS 所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社昭和通商 所在地 福岡市中央区桜坂一丁目六番九号ネオ桜坂百四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスおがわち 所在地 嬉野市嬉野町大字不動山甲四十四番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>七 (一) 指定年月日 平成十九年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人慈光会 所在地 西松浦郡有田町二ノ瀬甲千二百三十番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特別養護老人ホームりんでんホームズ 所在地 西松浦郡有田町戸矢乙六百十四番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>八 (一) 指定年月日 平成十九年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人慈光会 所在地 西松浦郡有田町二ノ瀬甲千二百三十番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特別養護老人ホームりんでんホームズ 所在地 西松浦郡有田町戸矢乙六百十四番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケア付有料老人ホームショートステイばんざい 所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防短期入所生活介護</p> <p>十 (一) 指定年月日 平成十九年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号鍋島シエストビル一階</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 市民生活支援センターふくしの家 所在地 佐賀市東佐賀町十六番二号</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>十一 (一) 指定年月日 平成十九年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人小島医院 所在地 伊万里市波多津町辻三千六百五十五番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人小島医院 所在地 伊万里市波多津町辻五千四百四十一番地</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>十二 (一) 指定年月日 平成十九年二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人川副町社会福祉協議会 所在地 佐賀郡川副町大字鹿江六百二十三番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 川副町社会福祉協議会訪問介護事業所 所在地 佐賀郡川副町大字鹿江六百二十三番地一</p>	

サービスの種類 介護予防訪問介護

十三 (一) 指定年月日 平成十九年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アテイン

所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社アテイン

所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

●佐賀県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十九年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十九年六月一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

三 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション唐津

所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号

●佐賀県告示第三百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社椿

所在地 鳥栖市酒井西町六百七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ヘルパーステーションつばき

所在地 鳥栖市酒井西町六百七番地

サービスの種類 訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人清哲会

所在地 武雄市山内町鳥海九千七百七十七番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人清哲会上西山デイサービスセンター

所在地 武雄市武雄町大字武雄字曲田二千百三十二番地二

サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第三百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社椿

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

所在地 鳥栖市酒井西町六百七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ヘルパーステーションつばき

所在地 鳥栖市酒井西町六百七番地

サービスの種類 介護予防訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人清哲会

所在地 武雄市山内町鳥海九千七百七十七番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人清哲会上西山デイサービスセンター

所在地 武雄市武雄町大字武雄字曲田二千百三十二番地二

サービスの種類 介護予防通所介護